

横植協会 03—4号

令和3年4月30日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第4号を送信します。

### 【種苗類検査の適切な実施に向けた対応について】

植物防疫法施行規則が4月27日に一部改正され4月28日に施行されたところです。同施行規則の別表2-2（輸出国に求める農林水産大臣が指定する検疫有害動植物及び輸入検疫措置）には、輸出国において遺伝子診断法による検定等を行い、当該検疫有害動植物に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することが要求されています。

令和元年以降追記された検査証明書が添付された荷口からジャガイモやせいもウイロイドが検出された事例を受け、令和2年以降中国及び台湾産栽培用種子、インドネシア産及びインド産苗に対して、輸入時に綿密な検査を実施する暫定検査対応が行われているところです。今般の植物防疫法施行規則の改正に伴い植物防疫所ホームページの「注目情報」に、「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」と題した暫定検査がとりまとめて掲示されていますのでお知らせします。以下のURLにアクセス又は別添を参照ください。

[植物防疫所ホームページ \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

[種苗類検査の適切な実施に向けた対応について：植物防疫所 \(maff.go.jp\)](#)

以上

# 植物防疫所

植物防疫所について (採用情報はこちら)	植物検疫情報	申請・手続き	統計・広報・刊行物	お問い合わせ
-------------------------	--------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > 種苗類検査の適切な実施に向けた対応について

## 種苗類検査の適切な実施に向けた対応について

令和3年4月28日更新

### 中国産栽培用種子に対する暫定検査対応について

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）の別表2の2に規定されている検疫有害動植物については、輸出国において遺伝子診断法による検定等を行い、当該検疫有害動植物に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを要求しているところである。

令和元年以降、この追記がされた検査証明書を添付し輸入された中国産ピーマン等種子から、ジャガイモやせいもウイルスが検出された事例を受け、同国に対して本事例の原因究明等を要請するとともに、令和元年12月27日以降、輸入時に本ウイルスの宿主植物の種子に対する遺伝子検定を実施してきました。また、同様の検定の実施を求めている種子に対する暫定検査対応として、令和2年9月4日以降、輸入時にこれら種子に対する遺伝子検定を実施してきました。

現在、中国側と原因究明等について調整を行っている状況にありますが、今般、令和3年4月28日に規則の一部改正が施行されたことに伴い、同国に対して新たに同様の検定を要求する検疫有害動植物についても追加の暫定検査対応を以下のとおり実施します。

#### 暫定検査対応の内容

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の19項、24項、25項、34項、36項、38項、39項及び41項に掲げる種子であって中国の検査証明書に当該別表に係る植物検疫措置に係る追記があるものについて、当該検疫有害動植物を対象とした遺伝子検定の実施。

なお、対象検疫有害動植物、対象植物、検定数量、対応を行う期間については、下表を参照してください。

対象検疫有害動植物	対象植物	検定数量	対応を行う期間
19項 (Aac) <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	きゅうり、すいか、せいやかぼちゃ、とうがん、にほんかぼちゃ、ペポかぼちゃ、メロン及びゆうがお	1,000粒	令和2年9月4日から当面の間 (継続される措置)
24項 (PSTVd) <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイルス)	とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしょ及びペチュニア属	400粒	令和元年12月27日から当面の間 (継続される措置)
25項 (PepMV) <i>Pepino mosaic virus</i>	トマト	400粒	令和2年9月4日から当面の間 (継続される措置)
34項 (MCMV) <i>Maize chlorotic mottle virus</i>	とうもろこし	100粒	令和2年11月11日から当面の間 (継続される措置)
36項 (ToBRFV) <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	とうがらし及びトマト	400粒	
38項 (ZGMMV) <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	すいか及びペポかぼちゃ	100粒	
39項 (BBSV) <i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	えんどう、そらまめ及びひらまめ	100粒	令和3年4月28日から当面の間 (追加される措置)
41項 (ToMMV) <i>Tomato mottle mosaic virus</i>	とうがらし及びトマト	400粒	

#### <補足>

従来に比べて輸入検査に期間を要するほか、検定に必要な種子を検査判定単位毎に収取しますのでご承知おきください。

例えば、トマト種子の場合は、400粒を収取すれば24項 (PSTVd)、25項 (PepMV)、36項 (ToBRFV) 及び41項 (ToMMV) の全ての検定を行うことが可能ですが、すいか及びペポかぼちゃ種子の場合は、19項 (Aac) 及び38項 (ZGMMV) における検定方法の違いにより、それぞれ収取が必要であるため収取量は1,100粒となります。(必要に応じて、さらに追加で収取する場合があります。)

また、上記以外の検疫有害動植物の付着が疑われる種子については、追加で収取しプロッター検査等の精密検査を行う場合があります。

なお、上記の検定数量に満たない輸入量の場合は、検査判定単位毎に10%を収取します。

### 台湾産栽培用種子に対する暫定検査対応について

令和3年2月、過去に台湾が発給した、産地が台湾と記載された検査証明書を添付して輸入されたピーマン種子から、*Tomato mottle mosaic virus*（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和3年4月27日農林水産省令第33号）により、規則別表2の2の41項に規定）が検出された事例があったため、現在、台湾側と原因究明等について調整を行っているところです。このため、本病害の侵入を防止するため、台湾からの宿主植物種子に対し、暫定的な措置として輸入検査で本病害を対象に遺伝子検定を行います。

### 暫定検査対応の内容

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の41項に掲げる種子について、当該検査有害動植物を対象とした遺伝子検定の実施。なお、対象検査有害植物、対象植物、検定数量、対応行う期間については、下表を参照してください。

対象検査有害植物	対象植物	検定数量	対応を行う期間
41項（ToMMV） <i>Tomato mottle mosaic virus</i>	とうがらし及びトマト	400粒	令和3年4月28日から当面の間 （追加される措置）

### <補足>

従来に比べて輸入検査に期間を要するほか、検定に必要な種子を検査判定単位毎に収取しますのでご承知おきください。  
また、上記以外の検査有害植物の付着が疑われる種子については、追加で収取しプロッター検査等の精密検査を行う場合があります。  
なお、上記の検定数量に満たない輸入量の場合は、検査判定単位毎に輸入数量の10%を収取します。

## インドネシア産苗に対する暫定検査対応について

検査有害動物であるバナナネモグリセンチュウ（*Radopholus similis*）については、我が国への侵入・まん延を防止するため、規則別表1の2の7項に基づき、輸出国において本線虫の発生のない栽培地で栽培地検査を行い、本線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

令和2年2月、この追記がされた検査証明書を添付し輸入されたインドネシア産アンスリウム苗から本線虫が検出された事例を受け、本線虫の寄主植物に対する暫定措置として、同国に対して本線虫の寄主植物について、確実な検査措置の実施を要請するとともに、同年9月4日以降、輸入時に綿密な検査を実施してきたところです。

しかしながら、同年10月の輸入検査で本線虫が再度検出されたことから、同国に対して本線虫の寄主植物に対する検査証明書の発行の一時停止を要請しました。

### 検査証明書発行の停止要請の内容

#### (1) 検査証明書発行の停止要請の対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる次の植物の地下部であって、インドネシアにおいて当該別表に係る植物検査措置が実施されたもの。なお、水草については、地面に着生している根だけでなく、茎から生えている脇根など、水中部分に露出している根についても地下部とみなします。

#### （具体的な植物）

・アボカド、ウコン、エピプレムナム・アウレウム、キルトスベルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、オクラ、カラテア属植物、クズウコン属植物、ケロシヤ・ニティダ、コーヒーノキ属、ココヤシ、コショウ属、サトイモ、サトウキビ、ジャガイモ、ショウガ、ショクヨウカンナ、ダイショ、チャ、トウモロコシ、トマト、ナス、パシヨウ属、パンレイシ、ピンロウジュ、フィロデンドロン属、プセファランドラ属、フダンソウ属、メキシコイトスギ、ラッカセイ（さやの無い種子を除く。）の生きた植物の地下部（食用であっても栽培ができるものは含まれます。十分肥大したビートなど地下部であっても栽培に供し得ないものは除きます。）  
アマビナス属及びアンスリウム属植物の生きた植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。

#### (2) 当該植物が輸入された場合の措置

令和2年11月11日以降の日付で発行された検査証明書が添付された対象植物が輸入された場合、輸入検査で廃棄又は返送の措置となります（令和2年11月11日より前の日付で発行された検査証明書を添付している場合は、同年11月11日以降に輸入されても輸入検査を受けることができます。）。

#### (3) 当該要請の解除

インドネシアから改善策が提示され、我が国としてインドネシアにおいて改善措置が適切に実施されたことが確認された時点で、当該要請を解除します。

こちらをご覧ください

[「重要なお知らせ（インドネシアからの一部の植物の地下部（苗、根菜）の輸入停止）」](#)

## インド産苗に対する暫定検査対応について

検査有害動物であるバナナネモグリセンチュウ（*Radopholus similis*）については、我が国への侵入・まん延を防止するため、規則別表1の2の7項に基づき、輸出国において本線虫の発生のない栽培地で栽培地検査を行い、本線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求しています。

令和2年10月、この追記がされた検査証明書を添付し輸入されたインド産アマビナス属苗から本線虫が検出された事例を受け、本線虫の寄主植物に対する暫定措置として、輸入検査に当たって同年11月11日から以下の対応を実施しています。

このため、従来に比べて輸入検査に期間を要するほか、検定に必要な地下部等を収取しますので、ご承知おきください。

#### (1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表1の2の7項に掲げる植物であって、インドにおいて当該別表に係る植物検疫措置が実施されたもの。

(2) 検査の方法

ア 栽培の用に供する植物

地下部等の綿密な検査を行うとともに、地下部、培養資材等を対象にベルマン法を実施する。

イ 栽培の用に供しない植物

地下部等の綿密な検査を行い、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。

(3) 期間

令和2年11月11日から当面の間

## 輸入を計画している方へのお願い

現在、植物防疫所において、輸入時に精密検定を実施している植物については、検定に時間を要している状況です。このため、1～2か月程度の検定期間を見込んだ余裕のある輸入計画の検討をお願いします。

公式SNS



[関連リンク集](#)

[バナーはこちら](#)

[農林水産省  
トップページへ](#)

## 植物防疫所

住所：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜植物防疫所

電話：植物防疫所へのお問合せ先

法人番号：5000012080001

[ご意見・ご質問](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Yokohama Plant Protection Station、The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan